

第1回一般廃棄物処理施設整備検討会議（開催概要）

1 開催日時 令和7年10月24日（金）15時30分～16時00分

2 開催場所 くりりんプラザ2階研修室

3 出席者

（1）構成員

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

（2）事務局

くりりんセンター

1. 開会

（事務局長）

ただいまから、第1回一般廃棄物処理施設整備検討会議を開催いたします。会議を始める前に少しだけ私の方からご説明させていただきたいと思っております。

これまで計38回にわたり「中間処理施設整備検討会議」開催してまいりましたが、今回から「一般廃棄物処理施設整備検討会議」として、中間処理だけではなく最終処分に関することも含めた会議体になっていくこととなります。現在建設中の中間処理施設や、検討中の新最終処分場など大型事業について、情報共有、そして議論をしていただくことを目的に設置しております。

そして、特に管内住民の方々に対して開かれた会議ということで、会議が終わった後に、議事の要旨や資料について組合のホームページ等で公開する対応をとっております。

それでは第1回一般廃棄物処理施設整備検討会議を開催させていただきます。

事務局の福原でございます。よろしくお願いいたします。

出席者の確認ですが、本日、欠席の市町村はありません。

2. 議事

（事務局長）

それでは、議事に入ります。

次第2の『議事（1）中間処理施設建設工事の進捗状況について』事務局より説明いたします。

（事務局）

議事（1）中間処理施設建設工事の進捗状況についてご説明します。資料1をご覧ください。

資料の左側にあります進捗についてですが、現在、大型不燃ごみ処理の中核を担います破砕機基礎を打ち終えております。

また、工場棟の地下部分の掘削、配筋、型枠、コンクリート打設までを概ね終え最深部のごみピット及び灰ピットにつきましては壁面のコンクリート施工を終えた箇所から順次埋め戻しを進めました。

この一連の躯体工事に合わせまして、大型のプラント機械設備であります蒸気タービン発電機、高

速回転破碎機の基礎コンクリート工事を進めまして高速回転破碎機基礎は全数打ち終えております。地下1階床レベルでは、捨てコン打設に合わせましてプラント鉄骨工事に必要となりますアンカーフレームの据え付け、マットスラブの施工を進めております。

次に資料右側の施工については、今説明した内容の施工状況となっておりますのでご覧ください。

次に安全につきまして、本工事では月次で安全衛生協議会を開催しております。帯広市で発生した死亡事故の教訓に加え、本工事は大規模かつ長期工事でありますことから、救助装置訓練をはじめとした実践的な安全教育も進めております。

最後に資料下の工程についてですが、工程表の見方については10月に赤いラインが引いてありまして当月進捗とありますが、この線がイナズマ線になっており遅れが生じると左側に、多く進むと右側に折れて飛び出すこととなります。

見てわかるように現在は直線ですので工程どおり進捗していることを示しております。

工程表の下に各年度末の出来形を各年度と累計で記載しております。

参考に9月末現在の累計進捗率は3.4%となっております。

今後もこの資料をベースに当会議にて進捗を報告してまいりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

(事務局長)

ご意見ご質問等ございますでしょうか？

——— 発言なし ———

なければ、中間処理施設建設工事の進捗状況についての質疑を終了します。

『議事(2)新最終処分場について』事務局より説明いたします。

(事務局)

議事(2)新最終処分場について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

まず概要ですが、最終処分場基本構想策定等業務について、民間事業者への廃棄物の委託処分の可能性を検討するため、十勝管内に本店または支店がある廃棄物処分業者へアンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果については、令和7年8月20日付けの事務連絡にて通知したとおり、電話連絡でのアンケート調査協力依頼を民間事業者へ実施後、調査の承諾を得た民間事業者に対し、アンケートを送付しました。そのアンケート調査について集約した結果を、表1に示しています。

表1に記載のとおり、対象事業者は産業廃棄物処分業許可のみ有する者が69社、一般廃棄物処分業許可と産業廃棄物処分業許可の両方を有する者が42社、一般廃棄物処分業許可のみを有する者が18社、計129社を調査対象民間事業者としました。そのうち、電話連絡でアンケートの対応が可能と回答した事業者は33社であり、さらに民間委託処分について「関心がある」と回答した民間事業者は9社いました。

その中でも表2に記載のとおり、民間事業者への廃棄物の委託処分事業を公募した場合の参加意向について「大いにある」と回答した企業は2社でありました。また、「内容を見て判断」と回答した企業は1社ありました。

最後に、今後の予定についてご説明いたします。

今回の調査にて「関心がある」・「内容を見て判断」と回答があった廃棄物処分業者について、所有する廃棄物処分場や土地の情報について確認するとともに、基礎情報の整理を実施していきます。

また、こうした作業と並行して民間事業者での委託処分の可能性が難しくなった場合のことも考慮し、組合が最終処分場を建設する計画に遅れが生じないように、最終処分場を建設するための土地を40箇所選定する1次候補地選定の業務も実施してまいります。

説明は以上です。

(事務局長)

ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

——— 発言なし ———

なければ新最終処分場についての質疑を終了します。

それでは議事(3)その他に入ります。その他の議題として、事務局より2件ございますので担当より説明させていただきます。

『中間処理施設建設工事インプレスライドについて』事務局より説明いたします。

(事務局)

それでは、中間処理施設工事インプレスライドについてご説明します。

資料のうちA4資料の3-1とA3資料の3-2をあわせてご覧ください。

まず、1 スライドに係る時系列ですが、令和7年6月日にスライドに係る資料を皆様に送付しております。

その後、6月19日に事業者から請負代金の変更いわゆるスライド請求が提出されました。皆様には6月23日にスライド請求の受理についてお知らせしております。

次に、6月25日に我々より事業者に対しまして協議開始日について通知を行っております。

協議の中で、スライドに係る基準日を7月1日と設定しまして既済工事の出来高検査を行っております。

その後スライド額の精査を行いまして、8月6日にスライド額協議を開始し、8月18日に皆様にスライド額確定の事前報告、8月19日に受発注者間で協議書の取り交わしを行っております。

次に2 スライド額についてですが、先ほど説明したとおり7月1日を基準日として8月19日のスライド協議終了日までに双方協議の上でスライド額を確定させております。

今回は増額スライドという結果に至っておりますが、主な要因としては賃金及び物価の変動が上昇変動であったことによるものでございます。

本事業の予定価格は応札時の令和5年7月時点のものでありますことから、請求時点では約2年間の物価変動の影響を受けていることとなります。

次に(1)のスライド額算定根拠ですが、スライドとは工事請負契約後に賃金や物価の変動が生じた場合において、その変動額が一定額を超える条件下におきまして、請負代金の変更を請求できる工事請負契約書の条項に基づきまして変更請負代金を算定するものです。

算定の根拠は記載のマニュアルや要領等に基づいております。

(2) のスライド額の算定方法につきましては、a) の採用単価の置き換えによるスライド額算出と、b) の業者見積に対するスライド額算出の2つの方法がございます。

簡単に説明しますと、採用単価の方は刊行物による時点修正、業者見積に対しましては各物価指数を用いて算出しております。

c) の共通費(率)のスライド対応につきましては、循環型社会形成推進交付金取扱要領に基づきまして算出しております。

また、d) のと僕建築工事実施設計費に関しましては、基準日前に承認図書を受領しておりますことから、スライド対象外としております。

ここまででは考え方のご説明でしたが、ここからは流れについてご説明しますので、A3資料をご覧ください。

左から会議等の予定と報告内容、申請業務、スライドフローとなっておりますので、ご覧になりながらお聞きください。

10月の予定からご説明します。

まず、今回のスライドに関する交付金の要望申請は10月14日の第2回増額要望調査で提出しております。

そして、本日の会議がありましてこのご説明をさせてもらっています。

その後、11月上旬の副市町村長会議へ補正予算の説明を行い、中旬には地域計画の変更申請を行います。

構成市町村の皆様におかれましては11月の中下旬に記載の2次申請が予定されております。

その後11月25日に組合議会がありましてスライドに係る補正予算を提案します。

補正予算が議決されましたら、12月上旬にスライド変更の仮契約を行いまして即時皆様に報告いたします。

12月下旬の検討会議では仮契約の報告等を行う予定です。

1月に入りましたら未定ではございますが、再スライドについての検討を開始いたします。これは、判断基準であります日銀の物価指数などは毎月更新されるため、この時期から検討を始める予定です。

1月中旬の検討会議では、再スライドに係るフローの説明を行います。

2月議会ではスライドの変更契約を提案し、議決されましたら仮契約から本契約締結となる予定です。

3月には再スライドの有無について報告する予定ですが、報告時期、報告方法については検討中です。

説明は以上ですが、今後も動きがありましたら速やかに皆様に情報共有をまいりますのでよろしく申し上げます。

(事務局長)

ご意見ご質問等ございますか。

—— 発言なし ——

それでは『循環型社会形成推進交付金の平準化について』事務局より説明いたします。

(事務局)

それでは循環型社会形成推進交付金の平準化についてご説明します。

先ほどの注意事項にありましたとおり、皆様は既にご承知おきの内容が含まれておりますがご了承ください。

まず、1 概要についてですが、新中間処理施設整備につきましては、令和3年3月31日に十勝地域循環型社会形成推進交付金地域計画が国に承認されまして事業を開始しておりますが、道内で複数の施設の新築、建替えが重複していることによりまして、道内の交付予定総額が令和9年度にピークを迎える状況にあります。

それをうけ、令和3年度から国や道は令和9年度の交付金の確保が難しい状況にあり、道内の自治体に対しまして事業を延伸するなど平準化に協力するよう打診が始まりました。

組合としましては、事業開始からこれまで国会議員や国の役人、北海道に対しまして工期内での満額交付について継続的に要望活動を行っておりますと共に、我々組合は、単独市の事業ではなく、19市町村で構成する一部事務組合であり複数存在する施設の一元化によって国が進める広域化、集約化を担う事業であることや、延伸することによって発生する費用負担の増など影響を説明し一定の理解を得ながら進めてきたところでございます。

しかしながら、今年度に入りまして国や北海道の態度が変化しまして、要望活動時において直接首長などに、交付を受ける各自治体が協力して交付金の平準化に取り組みなければ満額交付されない可能性がある、交付率の減の可能性があるなどの発言がありました。

その後、北海道と協議を重ね、事業延伸が難しいことは理解するものの、前倒しの対応はどうかといった話が今年の9月にあり、組合内で検討した結果、令和9年度に交付予定の工事の一部を令和8年度に前倒しする対応により平準化に協力することとなったところでございます。

2の経過については今ご説明したような内容が記載してありますのでご一読ください。

3 今後の対応としましては、北海道に対しまして前倒し可能額について報告を行い、最終的な指示を待っている状態となっております。

また、北海道から指示が届き次第、構成市町村の皆様にはご報告させていただきます。会議資料3-2 A3のものですが、こちらの右側に平準化フローとしてご説明している内容を載せておりますので参考にしてください。

説明は以上です。

(事務局長)

ご意見ご質問等ございますか。

—— 発言なし ——

3. 閉会

それでは特になければ本日予定していた案件は全て終了となります。

これで第1回一般廃棄物処理施設整備検討会議の方を終了いたします。本日の会議の内容につきましては組合のホームページで公表いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。